

千葉県職員人事行政運営等の状況

千葉県職員の人事や給与などの状況についてお知らせします。
詳細版は、ホームページまたは県各地域振興事務所でご覧いただけます。

県総務課 TEL043-223-2464 FAX043-225-1904
問い合わせ 県行政改革推進課 TEL043-223-2038 FAX043-224-1055
千葉県職員人事行政運営 検索

職員給与の内容

地方公務員の給与は、「地方公務員法」により、一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることになっています。

具体的には、専門的第三者機関である千葉県人事委員会が、毎年、県内の民間企業従業員の給与を調査し、これと職員給与とを比較、さらに生計費や国家公務員給与の人事院勧告などを考慮して、勧告を行っています。

県職員の給与は、この勧告などを受け、県議会の審議を経て定められた条例に基づき支給されます。給与に関する以下の内容は、特に記載のない限り、この条例の適用を受ける職員の状況です。

(令和3年4月1日現在)

給与の種類	給与	
	支給対象地域	支給率
毎月決まって支給 勤務の実績に応じて支給 臨時に支給	給料	職務の種類と内容に応じて給料表に定める額
	扶養手当	子 10,000円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算 子以外の扶養親族 6,500円 (行政職給料表8級相当の職員は3,500円) (行政職給料表9級以上相当の職員は不支給)
	地域手当	民間賃金の水準に応じて支給対象地域に勤務する職員に支給
	住居手当	借家の場合 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給
	その他	通勤手当、管理職手当、初任給調整手当など
	時間外勤務手当	支給対象職員1人当たり平均支給月額 41,668円
	特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合 39.8% 支給対象職員1人当たり平均支給月額 7,293円 手当の種類(手当数) 42 支給額の多い手当 教員特殊業務手当、刑事作業手当 多くの職員に支給されている手当 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当
	その他	夜間勤務手当、宿日直手当など
	期末・勤勉手当	民間企業のボーナスに相当する手当
	退職手当	1人当たり平均支給額(令和2年度退職者) 自己都合 121万円 勲奨 2,228万1千円 定年 2,221万7千円

(注)1. 平均支給月額とは、令和2年度普通会計(決算見込み)の額です。
2. 令和2年度決算見込みでの職員1人当たりの年間平均給与費は701万3千円です。(給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。)

一般行政職員の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	副主査	係長主査	班長副主幹	副課長主幹	課長	次長	担当部長	部長	
職員数(人)	1,975	1,405	1,556	1,492	1,725	915	207	60	14	8	9,357
構成比	21.1%	15.0%	16.6%	16.0%	18.4%	9.8%	2.2%	0.6%	0.2%	0.1%	100.0%
参考	1年前の構成比	20.5%	14.3%	16.0%	16.9%	19.3%	9.4%	2.5%	0.8%	0.2%	100.0%
	5年前の構成比	18.5%	10.4%	13.2%	20.5%	23.1%	10.5%	2.7%	0.8%	0.2%	100.0%

(注)職員数は、「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分によるものであり、標準的な職務内容はそれぞれの級に該当する代表的な職名です。(職員の職種による集計であり、職員数には教育委員会および警察本部の一般行政職員を含んでいます。)

特別職の給与

特別職の給与は、千葉県特別職報酬等審議会の答申を受けて、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」および「千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例」で定められています。

区分	月額	期末手当(令和3年度支給割合)
知事	1,390,000円(1,112,000円)	6、12月期 2.175月分 計 4.35月分
副知事	1,110,000円(999,000円)	
議長	1,110,000円(999,000円)	
副議長	970,000円(873,000円)	
議員	880,000円(792,000円)	

(注)1. 期末手当には、一般職と同様の加算措置があります。 2. 月額の内は、減額措置による減額後の額です。
3. 令和3年5月から令和4年3月まで、知事20%、副知事10%の減額、また、令和2年8月から令和3年6月まで、議長、副議長、議員10%の減額を行っています。

部門別職員数

区分	職員数(人)		増減	主な増減理由	
	令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	7,317	7,548	231	児童相談所の体制強化、新型コロナウイルス感染症対応のための体制強化、自然災害への対応に向けた体制強化
	教育部門	34,870	35,026	156	学級数の増(小・中学校、特別支援学校)
	警察部門	12,518	12,349	▲169	成田国際空港警備隊の再編
	小計	54,705	54,923	218	
公営企業等部門	病院	2,239	2,296	57	千葉県がんセンター新棟オープンによる体制整備
	水道	898	912	14	水道施設の更新などに向けた体制強化
	下水道	119	114	▲5	体制見直し
	その他	342	340	▲2	体制見直し
	小計	3,598	3,662	64	
合計	58,303	58,585	282		
	(1,181)	(1,021)	(▲160)		

(注)1. 職員数は、総務省の定員管理調査の区分に基づく職員の数です。 2. ()内は、再任用短時間勤務職員数であり、外数です。

人件費

令和2年度普通会計(決算見込額)に占める人件費の割合は24.4%です。
人件費の内訳は、教育関係職員(千葉県以外の市町村立小・中学校の教員を含む)が64.0%、警察関係職員が22.9%、一般行政関係等職員が13.1%となっています。



(注)人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。なお、令和元年度の人件費率は32.0%でした。

職員の平均年齢、平均給与月額、平均給料月額

(令和3年4月1日現在)

職種	平均年齢	平均給与月額	給与		
			給料	諸手当	
一般行政職員	40.4歳	409,890円	305,251円	104,639円	
警察官	38.2歳	472,406円	324,115円	148,291円	
高校教員	43.5歳	421,280円	348,586円	72,694円	
小・中学校教員	40.2歳	411,255円	344,893円	66,362円	
技能・労務職員	53.3歳	363,931円	304,686円	59,245円	
公営企業	企業局職員	39.0歳	397,856円	292,378円	105,478円
	病院局職員	47.8歳	1,311,287円	540,197円	771,090円
	医師看護師等	38.7歳	422,264円	316,948円	105,316円

(注)給与月額とは、月々支給される給料(基本給)と諸手当(期末・勤勉手当、退職手当を除く全ての手当)の合計をいいます。

職員の初任給

学校卒業後すぐに採用された場合の初任給です。

(令和3年4月1日現在)

区分	県	国	
一般行政職員	大学卒	188,700円	総合職(大卒)186,700円 一般職(大卒)182,200円
	高校卒	154,900円	一般職(高卒)150,600円
警察官	大学卒	222,900円	総合職(大卒)214,400円 一般職(大卒)211,400円
	高校卒	190,600円	一般職(高卒)173,400円
高校教員	大学卒	211,300円	—
小・中学校教員	大学卒	211,300円	—
	高校卒	152,700円	—
技能・労務職員	高校卒	139,900円	—
	中学卒	—	—

採用・退職者数

(令和2年度)

区分	採用者数(人)	退職者数(人)
知事部局等	730	547
公営企業	233	209
教育委員会	2,521	2,355
警察本部	427	620
合計	3,911	3,731

分限および懲戒処分

「分限処分」とは、心身の故障などにより職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分、「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

(令和2年度)

区分	分限(人)				懲戒(人)			
	降任	免職	休職	降給	戒告	減給	停職	免職
知事部局等	0	1	245	0	1	0	4	0
公営企業	0	0	111	0	0	0	1	0
教育委員会	0	0	610	0	5	14	3	14
警察本部	0	0	103	0	3	6	1	1
合計	0	1	1,069	0	9	20	9	15

(注)同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

障害者雇用状況

(令和3年6月1日現在)

区分	算定の基礎となる職員の数(人)	障害者である職員の数(人)	実雇用率(%)	法定雇用率(%)	不足数(人)
知事部局	8,729.5	257.0	2.94	2.6	0.0
企業局	1,211.0	36.0	2.97	2.6	0.0
病院局	1,386.0	39.5	2.85	2.6	0.0
教育委員会	29,250.0	653.5	2.23	2.5	77.5
警察本部	1,540.5	44.0	2.86	2.6	0.0

(注)1. 「障害者である職員の数」は、身体障害者数、知的障害者数および精神障害者数の合計です。重度障害者は1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員は1人を0.5人に相当するものとして計上しており、実雇用率には含まれません。
2. 知事部局の数値には、特別認定機関(障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項)として議会事務局の数値を含んでいます。